

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「令」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により、<u>法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により<u>国土交通大臣に通知するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。